

## 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン</p> <p>1 設置計画書に関する事項</p> <p>(1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書をその設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>2 一般的事項</p> <p>(1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(2) 指定規則第5条第1項の変更の申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。</p> <p>(4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。</p> <p>(6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。</p> <p>(7) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。</p>	<p style="text-align: center;">理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン</p> <p>1 設置計画書に関する事項</p> <p>(1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書をその設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>2 一般的事項</p> <p>(1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(2) 指定規則第5条第1項の変更の申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。</p> <p>(4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。</p> <p>(6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。</p>

### 3 教員に関する事項

- (1) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。
- (2) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- (3) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (4) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
- (5) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。
- (6) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。

### 4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

### 5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮

### 3 教員に関する事項

- (1) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

### 4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

### 5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮

<p>して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。</p> <p>なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。</p> <p>(4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、<u>実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。</u></p> <p>(5) <u>教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3,150時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。</u></p> <p>(6) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。</p> <p>また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。</p> <p>6 教室及び実習室等に関する事項</p> <p>(1) 理学療法士養成施設</p> <p>下記教室及び実習室等を有すること。</p> <p>ア 普通教室</p> <p>学生定員1人当たり1・65㎡以上であること。</p> <p>イ 講堂</p> <p>(ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。</p> <p>(イ) 暗幕設備を有すること。</p> <p>ウ 図書室</p> <p>エ 基礎医学実習室</p>	<p>して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。</p> <p>なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。</p> <p>(4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、<u>実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。</u></p> <p>(5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。</p> <p>また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。</p> <p>6 教室及び実習室等に関する事項</p> <p>(1) 理学療法士養成施設</p> <p>下記教室及び実習室等を有すること。</p> <p>ア 普通教室</p> <p>学生定員1人当たり1・65㎡以上であること。</p> <p>イ 講堂</p> <p>(ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。</p> <p>(イ) 暗幕設備を有すること。</p> <p>ウ 図書室</p> <p>エ 基礎医学実習室</p>
--	--

<p>オ 理学療法実習室</p> <p>(ア) 機能訓練室</p> <p>(イ) 治療室</p> <p>検査測定・治療台10台(学年定員20人の場合)を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。</p> <p>(ウ) <u>補装具室</u></p> <p>(エ) 水浴室</p> <p>(オ) 日常動作訓練室</p> <p>和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。</p> <p>台所(車椅子用・立位用)・風呂・洗面所・便所及び押し入りの設備を有すること。</p> <p>カ ロッカールーム又は更衣室</p> <p>(2) 作業療法士養成施設</p> <p>下記教室及び実習室等を有すること。</p> <p>ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。</p> <p>イ 作業療法実習室</p> <p>(ア) <u>基礎作業実習室</u></p> <p>各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置すること。</p> <p>(イ) <u>評価実習室</u></p> <p>(ウ) <u>治療実習室</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) レクリエーション室</p> <p>(オ) <u>補装具室</u></p> <p>(カ) 日常生活活動訓練室</p>	<p>オ 理学療法実習室</p> <p>(ア) 機能訓練室</p> <p>(イ) 治療室</p> <p>検査測定・治療台10台(学年定員20人の場合)を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。</p> <p>(ウ) <u>装具加工室</u></p> <p>(エ) 水浴室</p> <p>(オ) 日常動作訓練室</p> <p>和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。</p> <p>台所(車椅子用・立位用)・風呂・洗面所・便所及び押し入りの設備を有すること。</p> <p>カ ロッカールーム又は更衣室</p> <p>(2) 作業療法士養成施設</p> <p>下記教室及び実習室等を有すること。</p> <p>ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。</p> <p>イ 作業療法実習室</p> <p><u>(ア) 木工室</u></p> <p><u>(イ) 金工室</u></p> <p><u>(ウ) 陶工室</u></p> <p><u>(エ) 織物室</u></p> <p><u>(オ) 手工芸室</u></p> <p><u>(カ) 絵画室</u></p> <p>(キ) レクリエーション室</p> <p>(ク) <u>装具加工室</u></p> <p>(ケ) 日常動作訓練室</p>
--	---

(カ)については、理学療法士養成施設の日常動作訓練室と同様とする。

7 教育上必要な機械器具等に関する事項

- (1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。
- (2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は1000冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ20種類を超えて、100冊以上を整備すること。
- 学術雑誌（外国雑誌を含む）は、20種類以上を整備していること。

8 実習施設に関する事項

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。
- ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
  - ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
  - ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りではないこと。
- (3) 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。
- (4) 養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。
- ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。
  - イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。

(ケ)については、理学療法士養成施設と同様とする。

7 教育上必要な機械器具等に関する事項

- (1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。
- (2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は1000冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ20種類を超えて、100冊以上を整備すること。
- 学術雑誌（外国雑誌を含む）は、20種類以上を整備していること。

8 実習施設に関する事項

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。
- (3) 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。

<p>ウ <u>実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。</u></p> <p>エ <u>原則として養成施設に近接していること。</u></p> <p>オ <u>理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。</u></p> <p>カ <u>複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。</u></p> <p>キ <u>臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。</u></p> <p><u>(5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めなければならないこと。</u></p> <p><u>(6) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。</u></p> <p><u>(7) 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。</u></p> <p><u>(8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。</u></p> <p><u>(9) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。</u></p> <p><u>(10) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。</u></p>	<p><u>(4) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。</u></p>
<p>9 その他</p> <p>(1) 入学科・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。</p>	<p>9 その他</p> <p>(1) 入学科・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。</p>

- (2) 事務管理を適正、かつ確実にを行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。  
 (3) 指定規則第6条第1項の報告は、确实かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

10 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。  
 (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

様式1 理学療法士作業療法士養成施設設置計画書（略）

1 名称								4 連絡者
2 位置								氏名
3 設置者	法人名						役職名	
	所在地						TEL	
							FAX	
5 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始							
6 種類等	理学療法士養成施設		作業療法士養成施設			合計		
	1学年定員 人		1学年定員 人			1学年定員 人		
	高卒 年課程 (昼・夜)		高卒 年課程 (昼・夜)					
7 専任教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許番号	免許取得年月	本人の承諾書の有無	施設長の承諾書の有無

- (2) 事務管理を適正、かつ確実にを行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。  
 (3) 指定規則第6条第1項の報告は、确实かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

10 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。  
 (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

様式1 理学療法士作業療法士養成施設設置計画書（略）

1 名称								4 連絡者
2 位置								氏名
3 設置者	法人名						役職名	
	所在地						TEL	
							FAX	
5 開設予定 (授業開始)	平成 年 月 授業開始							
6 種類等	理学療法士養成施設		作業療法士養成施設			合計		
	1学年定員 名		1学年定員 名			1学年定員 名		
	高卒 年課程 (昼・夜)		高卒 年課程 (昼・夜)					
7 専任教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許番号	免許取得年月	本人の承諾書の有無	施設長の承諾書の有無





する 経費	合計		千円
	区分		金額
11 資金 計画	自己資金		千円
	借入金		千円
	その他（具体的に )		千円
	合計		千円

備考

「9 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。

専任教員に関する調書（理学療法士・作業療法士）

			養成施設名			
氏名	現住所			性別	男・女	
生年 月日	年 月 日 ( 歳)	免許 登録番号	第 号	免許登録年 月日	年 月 日	
所属	施設名	役職名				
	所在地					
資格取得	学校養成施設の卒業年次		年 月	学校養成施設名		
	特例試験の合格年次		年 月			
職歴	年	月		年	月	

する 経費	合計		千円
	区分		金額
11 資金 計画	自己資金		千円
	借入金		千円
	その他（具体的に )		千円
	合計		千円

備考

「9 実習施設」については、施設長の承諾を得たもののみ記入すること。

専任教員に関する調書（理学療法士・作業療法士）

			養成施設名			
氏名	現住所			性別	男・女	
生年 月日	年 月 日 ( 歳)	免許 登録番号	第 号	免許登録年 月日	年 月 日	
所属	施設名	役職名			理学療法士又は 作業療法士の数	人
	所在地					
資格取得	学校養成施設の卒業年次		年 月	学校養成施設名		
	特例試験の合格年次		年 月			
職歴	年	月		年	月	

教育歴 (実習指導を含む)	年	月		年	月	
日本理学療法士協会又は日本作業療法士協会の加入	会員 ( 年から) ・非会員		専任教員養成講習会の受講の有無	有・無 (修了証番号第 号)		
専任教員要件	ア 専任教員養成講習会を修了した者 イ 5年以上業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者 ウ 3年以上業務に従事した者で大学院において教育に関する科目を履修し課程を修了した者 エ ア～ウに該当しないが2022年4月1日前から継続して専任教員である(あった)者					
研究発表又は論文	年	月		年	月	
担当予定科目						
本人承諾書	有・無			所属長承諾書	有・無	

(記入上の注意)

職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なものを記入し、一枚にまとめること。

教育歴 (実習指導を含む)	年	月		年	月	
日本理学療法士協会又は日本作業療法士協会の加入	会員 ( 年から) ・非会員		教員等長期講習会の受講の有無	有 ( 年第 回) ・無		
研究発表又は論文	年	月		年	月	
担当予定科目						
本人承諾書	有・無			所属長承諾書	有・無	

(記入上の注意)

職歴、教育歴及び研究発表又は論文は、主なものを記入し、一枚にまとめること。

承 諾 書

私は、※養成施設名 が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

なお、第一回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

一 就任予定年月日 年 月 日  
二 資格 免許の種類  
免許取得年月日 年 月 日  
免許登録番号 第 号

三 専任教員養成講習会受講の有無  
有（修了証番号第 号） ・ 無

年 月 日  
住 所  
氏 名 (印)

都道府県知事 殿

承 諾 書

貴養成施設が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、下記の者を 年 月 日付で貴施設に転職させることを承諾します。

職名  
氏名

承 諾 書

私は、※養成施設名 が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

なお、第一回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

一 就任予定年月日 平成 年 月 日  
二 資格 免許の種類  
免許取得年月日 年 月 日  
免許登録番号 第 号

三 教員等講習会受講の有無  
有（第 回講習会修了 修了証番号第 号）  
無（平成 年度受講希望 あり・なし）

平成 年 月 日  
住 所  
氏 名 (印)

都道府県知事 殿

承 諾 書

貴養成施設が、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士（作業療法士）養成施設として指定された場合は、下記の者を平成 年 月 日付で貴施設に転職させることを承諾します。

職名  
氏名

年 月 日

所在地

施設名

施設長

(公印)

(養成施設長)殿

作成上の注意

- 一 原本の写しを提出すること。
- 二 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

主たる臨床実習施設に関する調書 (理学療法士・作業療法士)

養成施設名

主たる臨床 実習施設名		住所	
主たる臨床実習 施設の種類	附属臨床実習施設 ・ 附属臨床実習施設と同等の連携施設		
専任教員養成講 習会又は同等以 上の知識及び経 験を有する者	氏 名		
	ア	5年以上業務に従事した者で専任教員養成講習会を修了した者 (修了証番号第 号)	
	イ	5年以上業務に従事した者で大学において教育に関する科目を履修し卒業した者	
	ウ	3年以上業務に従事した者で大学院において教育に関する科目を履修し課程を修了 した者	
エ	アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者		
施設間の距離	Km	施設間の 移動手段	施設間の 移動時間

平成 年 月 日

所在地

施設名

施設長

(公印)

(養成施設長)殿

作成上の注意

- 一 原本の写しを提出すること。
- 二 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

臨床実習を 行うのに必 要な設備	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)
	更衣室					
	休憩室					
	討議室					
実習生が閲覧可能な 専門図書数(冊)			その他、学修 環境への配慮			
病棟の種類 と病床数	病棟		病床数	病棟		病床数
	高度急性期			慢性期		
	急性期			その他1 ( )		
	回復期(地域包括ケア病棟)			その他2 ( )		
	回復期(回復期リハ病棟)			その他3 ( )		
リハビリ リテー ション 施設基 準等	<input type="checkbox"/> 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ) <input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)			<input type="checkbox"/> 精神科作業療法 <input type="checkbox"/> 精神科デイケア <input type="checkbox"/> 難病患者リハビリテーション料 <input type="checkbox"/> 障害児(者)リハビリテーション料 <input type="checkbox"/> がん患者リハビリテーション料 <input type="checkbox"/> 認知症患者リハビリテーション料 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<input type="checkbox"/> 運動器リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) <input type="checkbox"/> 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)					
	<input type="checkbox"/> 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)					
	<input type="checkbox"/> 外来リハビリテーション <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション					
	理学療法士	_____人	作業療法士	_____人	言語聴覚士	_____人
関連施設	介護老人保険施設・老人福祉施設・身体障害者福祉施設・児童福祉施設 指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・その他( )					
備考						

- 一、臨床実習を行うのに必要な設備について、複数室ある場合は空欄に記入すること。
- 二、主たる臨床実習施設における理学療法士、作業療法士の継続的な教育計画を添付すること。
- 三、複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていることが分かる書類を添付すること。

添付書類類

一 設置者に関する書類

(一)設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が理学療法士又は作業療法士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

(二)設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

二 建物に関する書類

設計図（平面図の略図でよい）

三 整備に関する書類

(一)土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(二)建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

四 資金計画に関する書類

(一)自己資金

金融機関による残高証明書等

(二)借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

添付書類類

一 設置者に関する書類

(一)設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写

エ 法人が理学療法士又は作業療法士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録

(二)設置者が法人の設立を予定している場合

ア 認可官庁に提出した申請書

二 建物に関する書類

設計図（平面図の略図でよい）

三 整備に関する書類

(一)土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書

(二)建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書

四 資金計画に関する書類

(一)自己資金

金融機関による残高証明書等

(二)借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等があればその書類の写

(三) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

五 教育環境に関する書類

周辺の略図

イ 融資内諾書等があればその書類の写

(三) 寄附金等

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

五 教育環境に関する書類

周辺の略図

様式2 理学療法士作業療法士養成施設定員変更計画書

様式2 理学療法士作業療法士養成施設定員変更計画書

1 名称								4 連絡者	
2 所在地								氏名	
3 設置者	法人名						役職名		
	所在地						TEL		
							FAX		
5 変更時期	年 月 授業開始								
6 種類等	養成施設の種類	変更前定員	変更後定員	変更内容					
	理学療法士	名	名	学級定員の増、その他 ( )					
	作業療法士	名	名	学級定員の増、その他 ( )					
	合計	名	名						
7 専任教員	現在の教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許番号	免許取得年月		

1 名称								4 連絡者	
2 所在地								氏名	
3 設置者	法人名						役職名		
	所在地						TEL		
							FAX		
5 変更時期	平成 年 月 授業開始								
6 種類等	養成施設の種類	変更前定員	変更後定員	変更内容					
	理学療法士	名	名	学級定員の増、その他 ( )					
	作業療法士	名	名	学級定員の増、その他 ( )					
	合計	名	名						
7 専任教員	現在の教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許番号	免許取得年月		

新たに採用する教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許番号	免許取得年月	本人の承諾書の有無	施設長の承諾書の有無		
実習調整者名(学科)			(理学・作業)			(理学・作業)				
8 建物	土地面積	m <sup>2</sup>		建物面積	m <sup>2</sup>					
	共有部門		理学療法部門		作業療法部門					
	室の名称	面積(m <sup>2</sup> )	室の名称	面積(m <sup>2</sup> )	室の名称	面積(m <sup>2</sup> )				
9 実習施設	理学療法士養成施設				作業療法士養成施設					
	既に承認を受けている実習施設の数		PT数	既に承認を受けている実習施設の数		OT数				
	既に承認を受けている主たる臨床実習施設名				既に承認を受けている主たる臨床実習施設名					
	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	PT数	受入数	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	OT数	受入数

新たに採用する教員	免許の種類	氏名	年齢	担当予定科目	免許番号	免許取得年月	本人の承諾書の有無	施設長の承諾書の有無		
8 建物	土地面積	m <sup>2</sup>		建物面積	m <sup>2</sup>					
	共有部門		理学療法部門		作業療法部門					
	室の名称	面積(m <sup>2</sup> )	室の名称	面積(m <sup>2</sup> )	室の名称	面積(m <sup>2</sup> )				
9 実習施設	理学療法士養成施設				作業療法士養成施設					
	既に承認を受けている実習施設の数		PT数	既に承認を受けている実習施設の数		OT数				
	既に承認を受けている主たる臨床実習施設名				既に承認を受けている主たる臨床実習施設名					
	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	PT数	受入数	新たな実習施設の名称	所在地	病床数	OT数	受入数





	(小計)	(14)	を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。		(小計)	(14)	
専門基礎分野	<p>人体の構造と機能及び心身の発達</p> <p>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</p>	<p>12</p> <p>14</p>	<p>人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を<u>培う</u>。</p> <p>健康、疾病及び障害について、その予防と<u>発症・治療、回復過程</u>に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を<u>養う</u>とともに、<u>高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。</u></p>	専門基礎分野	<p>人体の構造と機能及び心身の発達</p> <p>疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進</p>	<p>12</p> <p>12</p>	<p>人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる<u>ようにする</u>。</p> <p>健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を<u>培う</u>。</p>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	<p>国民の保健医療福祉の推進のために、<u>リハビリテーションの理念</u>（自立支援、就労支援等を含む。）、<u>社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士が果たすべき役割、多職種連携</u>について学ぶ。</p> <p>地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を<u>培う</u>。</p>		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	<p>国民の保健医療福祉の推進のために<u>理学療法士が果たすべき役割</u>について学ぶ。</p> <p>地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を<u>育成する</u>。</p>
	(小計)	(30)			(小計)	(26)	
専門分	基礎理学療法学	6	<p>系統的な理学療法を構築できるよう、<u>理学療法の過程</u>に関して、必要な知識と技能を習得する。</p>	専門分	基礎理学療法学	6	<p><u>理学療法の枠組みと理論</u>を理解し、<u>系統的な理学療法を構築できる能力</u>とともに、<u>職業倫理を高める態度</u>を<u>養う</u>。</p>

野	理学療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。	野			
	理学療法評価学	6	理学療法評価(画像情報の利用を含む。)についての知識と技術を習得する。		理学療法評価学	5	理学療法における評価の枠組みを理解し、心身機能と構造の評価に関する知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術(喀痰等の吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。		理学療法治療学	20	障害の予防と治療の観点から、種々の障害に必要な知識と技術を習得する。
	地域理学療法学	3	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。		地域理学療法学	4	患者及び障害者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	20	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。		臨床実習	18	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。

	(小計)	(57)	
	合計	101	

作業療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。  国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。  患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基

	(小計)	(53)	
	合計	93	

作業療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。  国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できるようにする。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。

	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	<p>礎を学ぶ。</p> <p>国民の保健医療福祉の推進のために、<u>リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）</u>、<u>社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、作業療法士が果たすべき役割、多職種連携</u>について学ぶ。</p> <p>地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を<u>培う</u>。</p>		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	<p>国民の保健医療福祉の推進のために作業療法士が果たすべき役割について学ぶ。</p> <p>地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を<u>育成する</u>。</p>
	(小計)	(30)			(小計)	(26)	
専門分野	基礎作業療法学	5	<p>系統的な作業療法を構築できるよう、<u>作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する</u>。</p>	専門分野	基礎作業療法学	6	<p>系統的な作業療法を構築できるよう、<u>作業療法の過程について必要な知識と技能を習得し、職業倫理を高める態度を養う</u>。</p>
	作業療法管理学	2	<p><u>医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う</u>。</p>		作業療法評価学	5	<p><u>作業療法過程における作業療法評価（職業関連評価を含む）の枠組み</u>についての知識と技術を習得する。</p>
	作業療法評価学	5	<p>作業療法評価（<u>画像情報の利用を含む</u>）についての知識と技術を習得する。</p>		作業治療学	20	<p>保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、<u>各疾患、各障害への作業の適応</u>について知識と技術を習得し、対象者の自立生活</p>
	作業療法治療学	19	<p>保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、<u>疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む）</u>を習</p>				

地域作業療法学	4	得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
臨床実習	22	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。
(小計)	(57)	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
合計	101	

地域作業療法学	4	を支援するために必要な問題解決能力を養う。
臨床実習	18	家庭生活、地域生活、職業関連生活等における作業行動の形成について、各障害に即した地域ケア活動を展開するための能力を養う。
(小計)	(53)	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
合計	93	

別添2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式 (削除)	2人で1	

別添2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量	備考
動物解剖器具	2人で1	
解剖台	4人で1	

人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む	人体解剖用スライド	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上
血圧計	2人で1	各種(自動測定を含む)	血圧計	2人で1	各種
聴診器	2人で1		聴診器	2人で1	
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む	心電図計測用具一式	2	モニター用を含む
(削除)			心筋動物実験用具	4人で1	
スパイロメーター	20人で1		スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値(AT)などの分析が行えるもの	呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1		ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	1	
吸引装置一式	20人で1		筋電図測定用具一式	1	2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付	神経筋動物実験用具一式	10人で1	オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等
(削除)			神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、識別覚等
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等	視力表	1	
(削除)			色盲表	1	
(削除)			トレッドミル	1	角度調節可能なもの
トレッドミル	1	角度調節可能なもの	自転車エルゴメーター	10人で1	
自転車エルゴメーター	20人で1		ハンドエルゴメーター	1	
ハンドエルゴメーター	1		マスターステップテスト	1	
(削除)			マルチン人体測定器一式	10人で1	
(削除)					

顕微鏡	10人で1	油浸集光器付	顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1		ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	<u>20人で1</u>		メトロノーム	<u>10人で1</u>	
<u>(削除)</u>			<u>医薬品保管用冷蔵庫</u>	<u>1</u>	
<u>AED</u>	<u>1</u>		多用途記録装置	1	
多用途記録装置	1	<u>データ収録・解析システム</u>	重心動揺分析装置	1	
重心動揺分析装置一式	1		運動解析装置	1	
<u>運動解析装置(三次元動作解析装置)</u>	1				
<u>床反力計一式</u>	<u>1</u>				
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む	検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
<u>(削除)</u>			<u>体温計</u>	<u>1</u>	
表面温度計	10人で1		表面温度計	10人で1	
タイマー	5人で1		タイマー	5人で1	
体脂肪測定器具	5人で1		体脂肪測定器具	5人で1	
形態測定器具一式		身長計、体重計等	形態測定器具一式		身長計、体重計、 <u>座高計</u> 等
メジャー	<u>2人で1</u>		メジャー	<u>1</u>	
関節角度計一式	各種		関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種		ピンチメーター一式	各種	
<u>ハンドヘルドダイナモメータ</u>	<u>20人で1</u>				
<u>知覚検査一式</u>	<u>10人で1</u>				
握力計一式	各種		握力計一式	各種	
背筋力計	1		背筋力計	1	
<u>(削除)</u>			<u>バネ秤</u>	<u>1</u>	
<u>肺活量計</u>	<u>5人で1</u>				
筋機能解析装置	1		筋機能解析装置	1	



<u>(削除)</u>			<u>時値計</u>	<u>1</u>	<u>クロナキシメータ</u>
起立訓練ベッド	1		起立訓練ベッド	1	
姿勢鏡	1		姿勢鏡	1	
バランスボード	1		バランスボード	1	
平行棒	<u>1種</u>		平行棒	<u>2種</u>	<u>丸パイプ式、平板式各一台</u>
<u>(削除)</u>			<u>階段一式</u>	<u>1</u>	
<u>(削除)</u>			<u>スロープ</u>	<u>1</u>	
歩行器	5種	各種、歩行車を含む	歩行器	5種	各種、歩行車を含む
杖	6種	各種、高さ等の調整が可能なものを含む	杖	6種	各種
プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm	プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm
体位排痰訓練台	<u>1</u>		体位排痰訓練台	<u>20人で1</u>	
マット	2人で1		マット	2人で1	
<u>(削除)</u>			<u>電動式ギャッチベッド</u>	<u>1</u>	
バルーン	<u>6種</u>	小児・大人用 大・中・小各1	バルーン	<u>3種</u>	小児用大・中・小各1
<u>メディスンボール一式</u>	<u>3種</u>				
ロール	3種	大・中・小各1	ロール	3種	大・中・小各1
三角マット	3種	大・中・小各1	三角マット	3種	大・中・小各1
プッシュアップ台	<u>6種</u>	<u>6段階の高さ各1</u>	プッシュアップ台	<u>3種</u>	<u>大・中・小各1</u>
重スイバンド	各種2セット		重スイバンド	各種2セット	
砂袋	各種2セット		砂袋	各種2セット	
鉄亜鈴	各種2セット		鉄亜鈴	各種2セット	
<u>(削除)</u>			<u>オーバーヘッドフレーム</u>	<u>1</u>	
滑車	4人で1		滑車	4人で1	
肋木	1		肋木	1	
ローラーチェアー	10人で1		ローラーチェアー	10人で1	
足関節矯正用ウェッジー式	1	角度20、15、10、5度各一對	足関節矯正用ウェッジー式	1	角度20、15、10、5度各一對

バイオフィードバック機器	1		バイオフィードバック機器	1	
弾性包帯各種一式	5人で1		弾性包帯各種一式	5人で1	
歩行介助用ベルト	10人で1		歩行介助用ベルト	10人で1	
高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm	高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm
ホットパック	各3	大・中・小・頰椎用	ホットパック	各3	大・中・小・頰椎用
ホットパック加温器	1		ホットパック加温器	1	
パラフィン加温器	1		パラフィン加温器	1	
極超短波治療器	1		極超短波治療器	1	
<u>超短波治療器</u>	<u>1</u>				
超音波治療器	1		超音波治療器	1	
<u>(削除)</u>			<u>赤外線治療器</u>	<u>1</u>	
<u>(削除)</u>			<u>紫外線治療器</u>	<u>1</u>	
<u>光線療法治療機器</u>	<u>1</u>				
レーザー治療器	1		レーザー治療器	1	
コールドパック	4人で1		コールドパック	4人で1	
<u>(削除)</u>			<u>コールドパック冷却器</u>	<u>1</u>	
バイブレーター	<u>20人で1</u>		バイブレーター	<u>10人で1</u>	
電気刺激治療器	<u>4種</u>		電気刺激治療器	<u>20人で1</u>	
頰椎けん引装置	1		頰椎けん引装置	1	
腰椎けん引装置	1		腰椎けん引装置	1	
<u>バネ秤</u>	<u>1</u>				
保護眼鏡	<u>1</u>		保護眼鏡	<u>4人で1</u>	
水温計	<u>4</u>		水温計	<u>10人で1</u>	
部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1	部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1
<u>(削除)</u>			<u>水治療用大型浴槽</u>	<u>1</u>	<u>ハバードタンクで可</u>
渦流浴装置	1		渦流浴装置	1	

気泡浴装置	1		気泡浴装置	1	
極低温治療器具 (削除)	10人で1	スプレー式で可	極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可
電気洗濯機 (削除)	1		電気冷蔵庫	1	
調理道具一式	1		電気洗濯機	1	
改造衣類一式 (削除)	1		電話機	3種	プッシュホン式、福祉電話等
ラップボード	3	各種	調理道具一式	1	
ポータブル便器	3種		改造衣類一式	1	
標準型車椅子	4人で1		掃除用具一式	1	
車椅子	5種	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等	ラップボード	3	各種
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付(アシスト型でも可)	ポータブル便器	3種	
車いす用クッション	3種		標準型車椅子	4人で1	
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1	車椅子	5種	手押し型、リクライニング型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
アームスリング	3種	各種	電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付
腕可動支持器	20人で1	左・右用各1	サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
トランスファーボード	4人で1		アームスリング	3種	各種
リフター	2種	各種	腕可動支持器	10人で1	左・右用各1
台所ユニット(車椅子用)	1		トランスファーボード	4人で1	
バスユニット(車椅子用)	1		リフター	2種	各種
洗面台(車椅子用)	1		台所ユニット(車椅子用)	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む	バスユニット(車椅子用)	1	
			洗面台(車椅子用)	1	
			入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む

ギブス用具一式	1組	ギブス台、カッター、ギブスはさみを含む
四肢の断端モデル	各種1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
義手及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
装具・スプリント及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
体圧計測装置	2	全身臥床用、座位用各1
ポジショニング用クッション一式	1	
座位保持装置一式	1	
装具・スプリント等製作用具一式	10人で1	
作業台	10人で1	
視聴覚教材各種	各1	
(削除)		
(削除)		
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

ギブス用具一式	1組	ギブス台、カッター、ギブスはさみを含む
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
義手及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
装具・スプリント及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
座位保持装置一式	1	
装具製作用具一式	5人で1	
作業台	10人で1	
視聴覚教材各種	各種	
レントゲンフィルムビューアー	1	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

イ 作業療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	
(削除)		
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む

イ 作業療法士養成施設

品名	数量	備考
動物解剖器具	2人で1	
解剖台	4人で1	
人体解剖用スライド	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む

血圧計	2人で1	<u>各種（自動測定を含む）</u>	血圧計	2人で1	<u>み50枚以上</u>
聴診器	2人で1		聴診器	2人で1	
<u>心電図計測装置一式</u>	2	モニター用を含む	<u>心電図計測用具一式</u>	2	モニター用を含む
<u>（削除）</u>			<u>心筋動物実験用具</u>	<u>4人で1</u>	
スパイロメーター	20人で1	<u>記録表示・印刷可能なもの</u>	スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	<u>酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（AT）などの分析が行えるもの</u>	呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	<u>10人で1</u>		ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	<u>1</u>	
吸引装置一式	<u>20人で1</u>				
<u>筋電図計測装置一式</u>	1	<u>4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付</u>	<u>筋電図計測用具一式</u>	1	<u>2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付</u>
<u>（削除）</u>					<u>オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等</u>
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、 <u>二点識別覚</u> 等	<u>神経筋動物実験用具一式</u>	<u>10人で1</u>	
<u>（削除）</u>			神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、 <u>識別覚</u> 等
<u>（削除）</u>			視力表	<u>1</u>	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの	<u>色盲表</u>	<u>1</u>	
自転車エルゴメーター	<u>20人で1</u>		トレッドミル	1	角度調節可能なもの
ハンドエルゴメーター	1		自転車エルゴメーター	<u>10人で1</u>	
<u>（削除）</u>			ハンドエルゴメーター	1	
<u>（削除）</u>			<u>マスターステップテスト</u>	<u>1</u>	
			<u>マルチン人体測定器一式</u>	<u>10人で1</u>	

顕微鏡	10人で1	油浸集光器付	顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1		ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	20人で1		メトロノーム	10人で1	
(削除)			医薬品保管用冷蔵庫	1	
AED	1		多用途記録装置	1	
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム	重心動揺分析装置	1	
重心動揺分析装置一式	1		運動解析装置	1	
運動解析装置(三次元動作解 析装置)	1				
床反力計一式	1				
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む			
表面温度計	10人で1				
タイマー	5人で1				
体脂肪測定器具	5人で1				
形態測定器具一式		身長計、体重計等			
メジャー	1				
関節角度計一式	各種				
ピンチメーター一式	各種				
知覚検査一式	10人で1				
握力計一式	各種				
背筋力計	1				
木工台	4人で1	陶工、革細工共用可	木工台	4人で1	
(削除)			電気炉	1	学生数に合わせて整備
(削除)			ろくろ		
(削除)			電動	4人で1	
(削除)			手廻し	4人で1	

<u>(削除)</u>				<u>絵つけ用</u>	<u>4人で1</u>	
<u>(削除)</u>				<u>陶工用小道具一式</u>	<u>4人で1</u>	
<u>(削除)</u>				<u>絵つけ用用具一式</u>	<u>4人で1</u>	
<u>木工</u>						
電動ボール盤	1			電動ボール盤	1	
手動式木工用具一式	4人で1	各種		手動式木工用具一式	4人で1	各種
電動木工用具一式	4人で1	各種		電動木工用具一式	4人で1	各種
<u>陶工</u>						
<u>陶工用小道具一式</u>	<u>4人で1</u>					
<u>絵つけ用用具一式</u>	<u>4人で1</u>					
<u>革細工</u>						
<u>革細工用具一式</u>	<u>4人で1</u>					
<u>絵画</u>						
<u>絵画用具一式</u>	<u>4人で1</u>					
作業台	4人で1	<u>七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸</u>		作業台	4人で1	
<u>(削除)</u>		<u>共用可</u>		<u>七宝炉</u>	<u>1</u>	<u>学生数に合わせて整備</u>
		<u>※以下の七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸のうち2種以上を整備すること</u>				
<u>七宝焼き</u>						
<u>七宝用具一式</u>	<u>4人で1</u>					
<u>金工</u>						
金工用具一式	4人で1			金工用具一式	4人で1	
<u>織物</u>						
<u>卓上織機一式</u>	4人で1			<u>卓上織機</u>	4人で1	

(削除)			床上織機	1	
(削除)			織物附属品一式	4人で1	整経台、糸巻き器等
(削除)			革細工用具一式	4人で1	
モザイク					
モザイク用具一式	4人で1		モザイク用具一式	4人で1	
(削除)			絵画用具一式	4人で1	
園芸					
園芸用具一式	4人で1		園芸用具一式	4人で1	
(削除)			検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
上肢機能検査器具	10人で1	3種	上肢機能検査器具	10人で1	3種
(削除)			形態測定器具一式		身長計、体重計、座高計等
(削除)			メジャー	1	
(削除)			関節角度計一式	各種	
(削除)			ピンチメーター一式	各種	
(削除)			握力計一式	各種	
(削除)			背筋力計	1	
(削除)			表面温度計	4人で1	
視野計	1		視野計	1	
フリッカー	10人で1		フリッカー	10人で1	
発達検査器具	10人で1	3種以上	発達検査器具	10人で1	3種以上
認知検査器具	10人で1	3種以上、高次脳機能検査を含む	知覚・認知検査器具	10人で1	3種以上
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む	心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む	サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む
砂袋一式	10人で1	各種	砂袋一式	10人で1	各種
バイオフィードバック機器	10人で1		バイオフィードバック機器	10人で1	
姿勢鏡	1		姿勢鏡	1	



作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等	作業療法用音響再生装置一式	1	
スポーツ用具一式	1	各種	スポーツ用具一式	1	各種
娯楽用ゲーム一式	1	各種	娯楽用ゲーム一式	1	各種
運動遊具一式	10人で1	各種	運動遊具一式	10人で1	各種
玩具一式	10人で1	各種	玩具一式	10人で1	各種
実習モデル人形	10人で1	小児	実習モデル人形	10人で1	小児
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	意思伝達の入出力装置を含む	障害者用パーソナルコンピュータ	各種	
義手			義手		
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む	上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む	上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む	肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む	肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式肩甲骨切除用	1	完成用部品を含む	肩義手・能動式肩甲骨切除用	1	完成用部品を含む
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む	前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む	前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手義手・能動式	1	完成用部品を含む	手義手・能動式	1	完成用部品を含む
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む	手義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手部義手	1	完成用部品を含む	手部義手	1	完成用部品を含む
手指義手	1	完成用部品を含む	手指義手	1	完成用部品を含む
作業用義手	1	完成用部品を含む	作業用義手	1	完成用部品を含む
但し各部品の共用は可			但し各部品の共用は可		
義手チェックアウト用具一式	4人で1		義手チェックアウト用具一式	4人で1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える	義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミ	スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミ

スプリント製作用具一式	4人で1	ット、ナックルベンダー、テノデーシス スプリント、肩外転副子、その他ダイナ ミックスプリント、夜間スプリント等 電熱器、ヒートガンを含む	スプリント製作用具一式	4人で1	ット、ナックルベンダー、テノデーシス スプリント、肩外転副子、その他ダイナ ミックスプリント、夜間スプリント等 電熱器、ヒートガンを含む
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含 む	ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含 む
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える	各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
日常家具一式	1		日常家具一式	1	
冷蔵庫	1		電気冷蔵庫	1	
洗濯機	1		電気洗濯機	1	
電動式ベッド	1	<u>3モーター式</u>	電動式ギャッチベッド	1	
電話機	<u>1種</u>		電話機	<u>3種</u>	プッシュホン式、福祉電話等
調理道具一式	10人で1		調理道具一式	10人で1	
改造衣類一式	10人で1		改造衣類一式	10人で1	
掃除用具一式	1		掃除用具一式	1	
ラップボード	3		ラップボード	3	
ポータブル便器	3種	各種	ポータブル便器	3種	各種
標準型車椅子	4人で1		標準型車椅子	4人で1	
車椅子	<u>5種以上</u>	<u>モジュール型、手押し型、リクライニン グ型、チルト型、スポーツ型、バギー型、 その他各種調整付等</u>	車椅子	<u>5種</u>	手押し型、リクライニング型、スポーツ 型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付( <u>アシス ト型でも可</u> )	電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1	サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種	アームスリング	3種	各種
自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用	自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用

腕可動支持器	10人で1	等 左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	<u>据え置き式、床走行式等</u>
杖	6種	各種
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2種	
製図用具一式	4人で1	<u>CADソフトで代用可</u>
<u>職業適性検査</u>	<u>2種以上</u>	<u>厚生労働省編一般職業適性検査、職業 レディネス検査等</u>
<u>視聴覚教材</u> <u>(削除)</u>	<u>各種</u>	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

腕可動支持器	10人で1	等 左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種
杖	6種	各種
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2種	
製図用具一式	4人で1	
<u>職業適性検査器具</u>	<u>3</u>	<u>労働省編等</u>
<u>視聴覚教材各種</u>	<u>各1</u>	
<u>レントゲンフィルムビューアー</u>	<u>1</u>	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本 全身組立	10人で1	

2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本 全身組立	10人で1	

全身個別	4人で1		全身個別	4人で1	
人体解剖模型	1		人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1		呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1		気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型			心臓模型		
血管系模型	1		血管系模型	1	
脳模型	1		脳模型	1	
脊髄横断模型	1		脊髄横断模型	1	
末梢神経系模型	1		末梢神経系模型	1	
感覚器模型	1		感覚器模型	1	
聴覚模型			聴覚模型		
視覚模型	1		視覚模型	1	
関節種類模型	1		関節種類模型	1	
筋模型	1		筋模型	1	
上肢			上肢		
下肢	2		下肢	2	
	2			2	